

東近江市告示第423号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次のとおり指定し、平成26年2月1日から適用する。

平成19年東近江市告示第37号（振動規制法に基づく振動を規制する地域の指定）は、廃止する。

平成25年12月18日

東近江市長 小 椋 正 清

記

振動規制法に基づく振動を規制する地域の指定

本市の地域のうち、次の表に掲げる地域を除く地域とする。

なお、当該地域を表示する図面は、東近江市役所市民環境部生活環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

規制を除く地域	
全地域	茨川町、百済寺甲町
一部地域	山上町、和南町、甲津畑町、永源寺高野町、永源寺相谷町、佐目町、萱尾町、九居瀬町、蓼畑町、杠葉尾町、黄和田町、政所町、箕川町、蛭谷町、君ヶ畑町、愛東外町、小倉町、平尾町、大覚寺町、上山町、百済寺町、北坂町、平柳町